

平成24年5月26日

各 位

会社名：株式会社 エーワン精密
代表者名：代表取締役社長 林 哲也
(JASDAQ・コード：6156)
問合せ先
役職・氏名：代表取締役社長 林 哲也
電 話：042-363-1039

株式の分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成24年5月26日開催の取締役会において、株式の分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式分割及び単元株制度採用の目的

売買単位の集約に向け株式分割を実施するとともに、単元株制度を採用し売買単位を1株から100株にするものであります。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成24年6月30日(土曜日)(当日は休日につき実質的には平成24年6月29日(金曜日))を基準日として当日最終の株主名簿または記録された株主の所有普通株式1株につき100株の割合をもって分割する。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の当社発行済株式総数	15,000株
今回の分割により増加する株式数	1,485,000株
株式分割後の当社発行済株式総数	1,500,000株
株式分割後の発行可能株式総数	4,800,000株

3. 日程

基準日設定公告日	平成24年5月26日(土曜日)
基 準 日	平成24年6月30日(土曜日) (実質上の基準日 平成24年6月29日(金曜日))
効 力 発 生 日	平成24年7月1日(日曜日)

4. 単元株制度の採用

(1) 新設する単元株式の数

単元株制度を採用し、単元株式数を100株とします。

(2) 新設の日程

効 力 発 生 日 平成24年7月1日(日曜日)

(参考)平成24年6月27日(水曜日)をもって、大阪証券取引所における売買単位も100株に変更されることとなります。

5. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

「2. 株式の分割」及び「4. 単元株制度の採用」に伴い、会社法第184条第2項及び第191条の規定に基づき、平成24年7月1日（日曜日）をもって当社定款の一部を変更いたします。

(2) 変更の内容

- ① 発行可能株式総数を株式の分割の割合に応じて増加させるため、現行第5条（発行可能株式総数）を変更いたします。
- ② 株式の分割と同時に単元株制度を採用し単元株式数を100株とするため、第6条（単元株式数）を新設いたします。

（下線部分に変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第5条 当社の発行可能株式総数は、<u>48,000</u>株とする</p> <p>< 新設 ></p> <p>第<u>6</u>条～第<u>42</u>条 < 条文省略 ></p>	<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第5条 当社の発行可能株式総数は、<u>4,800,000</u>株とする</p> <p><u>(単元株式数)</u></p> <p>第<u>6</u>条 当社の単元株式数は、<u>100</u>株とする。</p> <p>第<u>7</u>条～第<u>43</u>条 < 現行どおり ></p>

以 上